二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

事 業 概 要

地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、本町の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

※本事業は、「地域子ども・子育て支援事業」（法定 13 事業）のうちの「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に位置付けられています。（子ども・子育て支援法第 59 条第４号）。

対象経費・支給額等

対象経費 ： 幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等（次項参照）を利用する町内在住の満３歳以上の幼児の保護者が支払う利用料

支 給 額 ： 対象幼児１人あたり月額 20,000 円を上限として対象施設へ支払った利用料

支 給 先 ： 保護者個人（保護者からの支給申請を受けて年度末に当年度分を支給）

※対象となる方には利用対象施設を通じてご案内します。

対 象 施 設

本事業の対象施設になるには、次の要件に全て適合したうえで必要書類（二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第３条参照）を添えて申請し、本町から対象施設等としての認定を受けることが必要です。

①標準的な開所時間が、概ね１日４時間以上８時間未満、週５日以上、年間 39 週以上であること
②企業主導型保育事業でないこと
③認可保育所、認定こども園、幼稚園として認可を受けていないこと
④小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けていないこと
⑤申請日が属する年度の前年度５月１日時点において、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満３歳以上の幼児の数が、施設等を利用する満３歳以上の幼児の半数以上であること
⑥二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱別表の「対象施設等の決定基準」に全て適合すること

©東京ハイジ／二宮町

連絡先：二宮町こども支援課
（役場地下１階）
０４６３－７１－５８６２